

万富東大寺瓦窯跡VR動画制作等業務委託企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定を準用し、次のとおり公示します。

令和8年2月20日

岡山市長 大 森 雅 夫

1 目的

万富東大寺瓦窯跡VR動画制作等業務委託を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託業者を特定するものです。

2 業務の概要

- (1) 委 託 名 万富東大寺瓦窯跡VR動画制作等業務委託
- (2) 業 務 内 容 別添仕様書(案)参照のこと。
- (3) 委 託 期 間 契約日から令和9年3月31日(水)まで
- (4) 概算予算額 14,000,000円以内(消費税及び地方消費税を含む。)
- (5) 支 払 条 件 完了後払い
- (6) 契約保証金 契約保証金(契約金額の100分の10以上の額)が必要
本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、②銀行等の金融機関の保証、③履行保証保険による保証のいずれかとします。

3 参加資格

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び岡山市契約規則(平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。)第2条第1項に掲げる者でないこと。
- ② 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- ③ 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について(昭和61年市告示第120号)に基づき、岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿(以下「有資格名簿」という。)に登載され、「役務」部門の業種「製作等」業種細区分「文化財製作等」または「映像・ビデオ・マイクロフィルム・写真」に登録のあること。
- ④ 委託事務事業の執行の適正化に関する規程(昭和58年市訓令甲第20号)第10条第1項及び第2項に定める市内業者、市内扱い業者又は準市内業者であること。
- ⑤ 令和3年4月1日以降で、国又は地方公共団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する地方公共団体の組合を含む。)、地方公共団体を構成員としている協議会が発注する、文化財や史跡に関するCG及びVR制作業務を受注した実績を有すること。

4 日程及び期限

内容	日 程・期 限
仕様書(案)等の交付	公示日～令和8年3月13日(金)
仕様書(案)等に関する質問受付	令和8年2月26日(木)正午まで
仕様書(案)等に関する質問回答	令和8年3月3日(火)午後5時頃
企画提案書等の提出	令和8年3月3日(火)～ 令和8年3月13日(金)正午必着
ヒアリングの実施	令和8年3月24日(火)頃予定
審査結果の通知	ヒアリング後2営業日程度

※企画提案書の提出期限後(時間厳守)はいかなる理由があっても企画提案書の受付はいたしません。

5 仕様書(案)等の交付方法

岡山市ホームページ(事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他)からのダウンロードによる。

ホームページアドレス

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-17-0-0-0-0-0.html>

6 仕様書(案)等に関する質問の受付及び回答

仕様書(案)等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

(1) 受付方法

本事業に係る質問書(様式2)に質問事項を記載し、電子メールにより、メールの件名を「【企画競争質問】万富東大寺瓦窯跡VR動画制作等業務委託」として、岡山市プロモーション・MICE推進課へ提出すること。メール送信後は、到着確認のため、以下の連絡先に電話で連絡すること。

【提出先】電子メール:promotion@city.okayama.jp

【連絡先】電話番号:086-803-1333(岡山市プロモーション・MICE推進課)

(2) 回答方法

岡山市ホームページ(事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他)へ掲載します。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

プロモーション・MICE推進課宛に、「万富東大寺瓦窯跡VR動画制作等業務委託企画提

案書等在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により郵送又は持参してください。

(2) 提出書類

① 企画競争参加申請書(様式1)

② 企画提案書(任意様式)

・原則としてA4版・縦置き・横開き・左綴じ・両面印刷とします。

・企画提案書は表紙を除き、資料を含めて30ページ以内とし、ページ番号をつけてください。

・作成にあたり、図・イラスト・グラフ等の使用や多色刷りは差し支えありませんが、ページ数に含みます。

・下記事項について提案すること。

ア 本事業のコンセプト

事業の目的・趣旨を踏まえて本業務を実施するための基本方針及び手法について記載すること。

イ 委託業務の内容

仕様書(案)「4. 委託業務の内容」の(1)～(3)に定める業務ごとに、記載の業務について企画提案内容を示すこと。

ウ 業務実施体制

どのような体制で事業を実施するかが分かる体制図を作成すること。また、各責任者等について、氏名・役職・技能・実績等を具体的に記載すること。

エ 事業実施のスケジュール

③ 「3 参加資格」に記載する受注した契約書の写し及び受注内容が分かるもの(仕様書等)。なお、提出の必要はないが、受注にかかる制作物をヒアリング時に投影できるように準備しておくこと(「8 特定方法等」の(3)参照)。

④ 見積書および経費の積算表(任意様式)

本業務に係る経費について、詳細な項目、内訳、所要経費等を全て見積もること。なお、消費税及び地方消費税を含む、またはそれがわかる積算表とし、税抜額のみでの積算表としないこと。

(3) 提出部数 各11部

・社名、代表者印(岡山市に届け出た使用印)のあるもの1部(正本)

・社名、代表者印のないもの10部(副本)。副本には提出するすべての書類において、社名、代表者名、各責任者等の氏名がわかるような表記はしないでください。

※企画競争参加申請書(様式1)は正本1部のみで可。

(4) 注意事項

① 連絡先(電話番号、電子メールアドレス等)をご記入ください。

② 仕様書(案)等に関する質問回答を確認のうえ、提出してください。

③ 提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定されません。

④ 提出書類の提出期限後の差し替え、再提出は認めません。

※提案書等は、提出期限後に審査をします。提出書類に不備があった場合は失格となりま

すので、よく確認してから提出してください。

- ⑤ 参加申請書の提出後の辞退については、参加辞退届(様式3)を令和8年3月13日(金)正午までに岡山市プロモーション・MICE推進課へ持参により提出すること。提出期日以降の辞退届は受け付けません。

8 特定方法等

(1) 審査体制

万富東大寺瓦窯跡デジタルコンテンツ制作等業務委託企画競争委員会(以下「審査会」という。)で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者(次点)を特定します。

(2) 審査方法

- ① 審査会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行います。
- ② 審査会は、評価基準をもとに100点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者(次点)を特定します。審査した結果、得点が60点を下回る提案については、最適な提案者として特定しません。

(3) ヒアリングの実施

発表時間は1事業者につき20分以内とし、その後委員から質問があります。

ヒアリングへの出席は1事業者2名以内とし、ヒアリングに用いる資料は、事前に提出された企画提案書及び見積書、「3 参加資格」の⑤にある制作物に限ります。(制作物は、HDMIケーブルでの接続ができる市所有のモニターへの投影を想定しているので、PC等を準備してください。)

詳細な日時、場所については後日お知らせします。

(4) 評価基準

別紙のとおり

(5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- ① 「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④ 提案者が個別に審査会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ 提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑥ 提出書類及びヒアリングの結果、得点が60点未満の場合
- ⑦ 見積額が概算予算額を超過している場合
- ⑧ その他審査会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知します。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知します。

9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じません。

審査会で特定された最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法に準じて契約を締結するものとします。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者(次点)と協議できるものとします。

10 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 提出された提案書等は、審査以外には使用しません。
- (3) 特定しなかった企画提案書は、原則として返却します。返却希望の有無について、企画競争参加申請書(様式1)に記載して下さい。
- (4) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合、当該企画提案書を無効とします。
- (5) 企画提案書は、岡山市情報公開条例(平成12年市条例第33号)の規定により開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、企画提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としません。
- (6) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容(予定)価格ではありません。
- (7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。
- (8) その他この企画競争の実施及び契約の締結については、本公示で定めるもののほか、契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによる。

【提出先・お問い合わせ先】

岡山市プロモーション・MICE推進課内

担当:池田・大熊

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話:(086)803-1333 FAX:(086)803-1871

電子メール:promotion@city.okayama.jp